

いいたて までのいな復興計画（第1版）

みんなで創ろう
新たな『いいたて』を
～「までのいの力」を結集して～



子どもたちの未来のために！

平成 23 年 12 月 16 日

飯 舘 村

目 次

- 1 はじめに p2
- 2 村が考える復興とは p4
- 3 施策・事業の段階的实施 p5
- 4 現状の課題と必要な対策 p7
- 5 重点施策・事業 p8
- 6 基本方針の主な施策・事業 p9
 - ① 生命（いのち）をまもる p10
 - ② 子どもたちの未来をつくる p13
 - ③ 人と人がつながる p16
 - ④ 原子力災害をのりこえる p19
 - ⑤ まいでいブランドを再生する p23
- 7 資料編 p27
 - ・ 飯舘村の放射能汚染の状況 p28
 - ・ 村民の避難生活に関する実態調査結果 . p30
 - ・ 飯舘村除染計画 p34
 - ・ いいたて復興計画村民会議委員名簿 . . p43

1 はじめに

飯舘村は、豊かな自然に恵まれた美しい村でした。村民は、手間ひま惜しまず、丁寧に、じっくりと、つつましく、心を込めてという“までいライフ”をスローガンに、ないものねだりをせず、あるもの探しを旨に、村づくりを進めてきました。

しかし、平成23年3月11日の東電福島第一原子力発電所の事故により、事態は一変してしまいました。村は、放出された放射性物質に汚染*1 されてしまい、村民は避難を強いられ、計り知れない不安と心労の生活*2 を余儀なくされております。

飯舘村は、村民一人ひとりの復興を目指します。

今回の避難により村民の生活形態が著しく変化したことから、個々の村民の意思を大切にしながら村外の生活の支援等に努めて参ります。同時に、安全安心なふるさとの再生を目指し、帰村できる状況を作り上げるために徹底した除染等に努めて参ります。これまでの村づくりの実践を通じて育まれた村のうちそとの「までいの力」を結集し、より力強く、より明るく、よりしたたかに、「までい」に生きていく新たな「いいたて」を目指します。

この復興に対する考えに基づき、庁内検討委員会での検討及び住民懇談会での意見交換を踏まえて、“みんなで創ろう 新たな「いいたて」を”を合い言葉とした「いいたて までいな復興計画」を作成しました。本計画は、以下の5つの柱を基に構成しています。

1. 生命（いのち）をまもる
2. 子どもたちの未来をつくる
3. 人と人とがつながる
4. 原子力災害をのりこえる
5. までいブランドを再生する

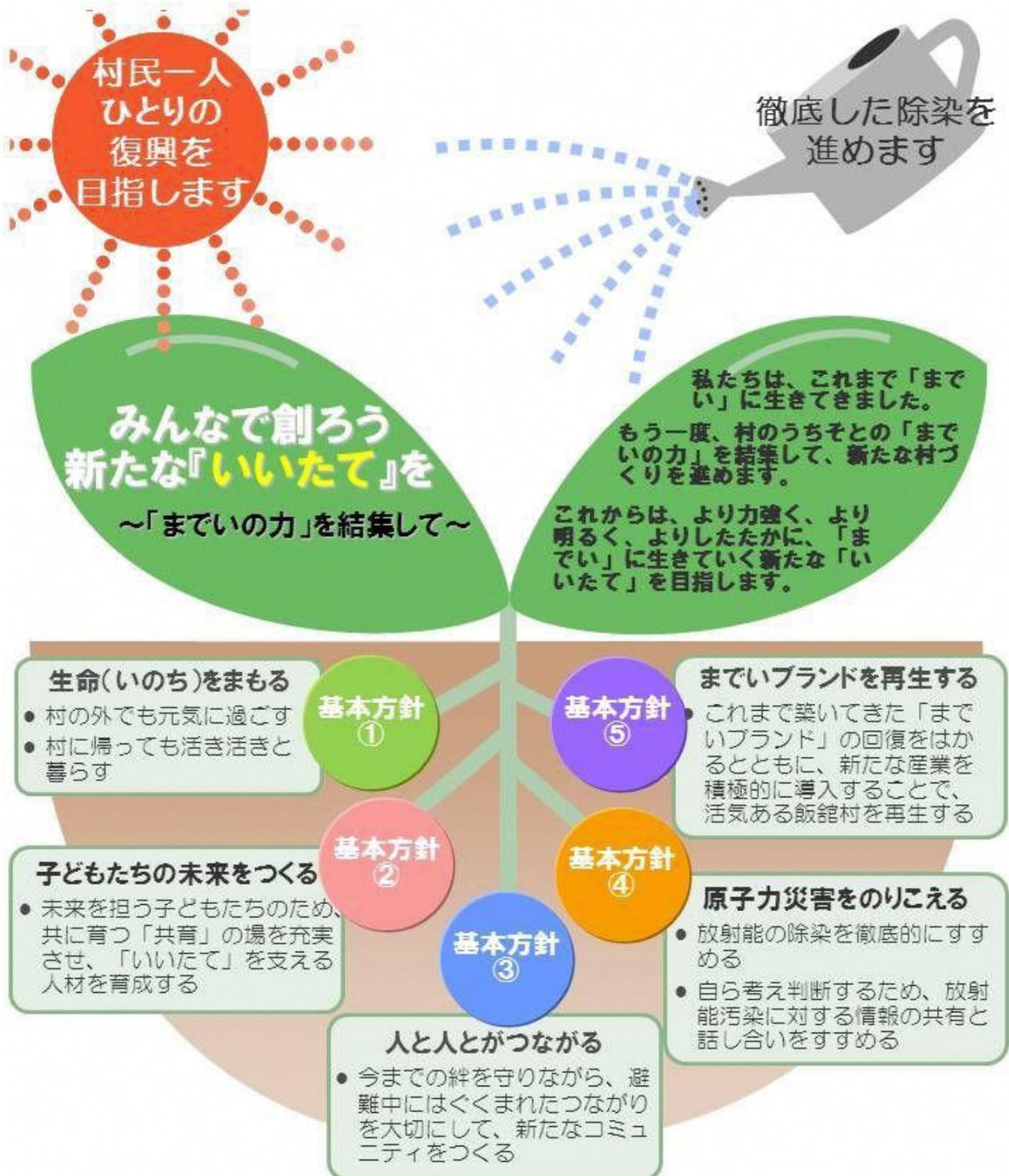
本計画では、これらの柱の基に想定される課題解決に必要な施策及び事業を整理し、短期（今後2年）、中期（2～5年後まで）、長期（5～10年後まで）の3段階に展開していく予定です。展開に当たっては、平成24年度の村の当初予算に本復興計画を反映させるとともに国及び県にも支援を要望して参ります。

今後は、計画の実施状況等に応じて、適宜適切に村民からの意見を踏まえつつ、本計画に見直しを行って復興を目指してまいります。

* 1 詳しい汚染の情報は、「飯舘村の放射能汚染の状況」をご覧ください。→P28

* 2 避難生活の実態については、「飯舘村民の避難生活に関する実態調査中間集計結果(概要)」をご覧ください。→P30

いいたて までのな 復興計画のイメージ



“までのな”：「手間ひまを惜みず」、「丁寧に」「じっくりと」、「つつましく」心を込めて

2 村が考える復興とは

飯舘村は、村民一人ひとりの復興を目指します。

(1) 村民の復興

村民の皆さんの避難生活と生活再建を優先して支援します。

- ・ 避難生活を健やかに過ごすための住環境改善や生きがいつくりを進めます。
- ・ 仮設校舎や体育館の整備を始め、子どもたちの教育環境の整備に努めます。
- ・ 子どもから大人までの定期的な健康診断や生活習慣病の予防に努めます。
- ・ 村民の皆さんの就労支援や事業者の事業継続に力を注いで行きます。
- ・ 避難生活を継続せざるを得ない方や村から離れている方への支援を進めます。

(2) 村の復興

村に戻ってからの生活基盤の再生と新たな村づくりを進めます。

- ・ 村に安心して戻れる環境を整備するため、村全域において徹底した除染を進めます。
- ・ 村に戻って生活できるよう、教育、医療、消費などの生活基盤を再生します。
- ・ 村に戻ってから生活再建できる仕事づくりと新たな産業を創ります。

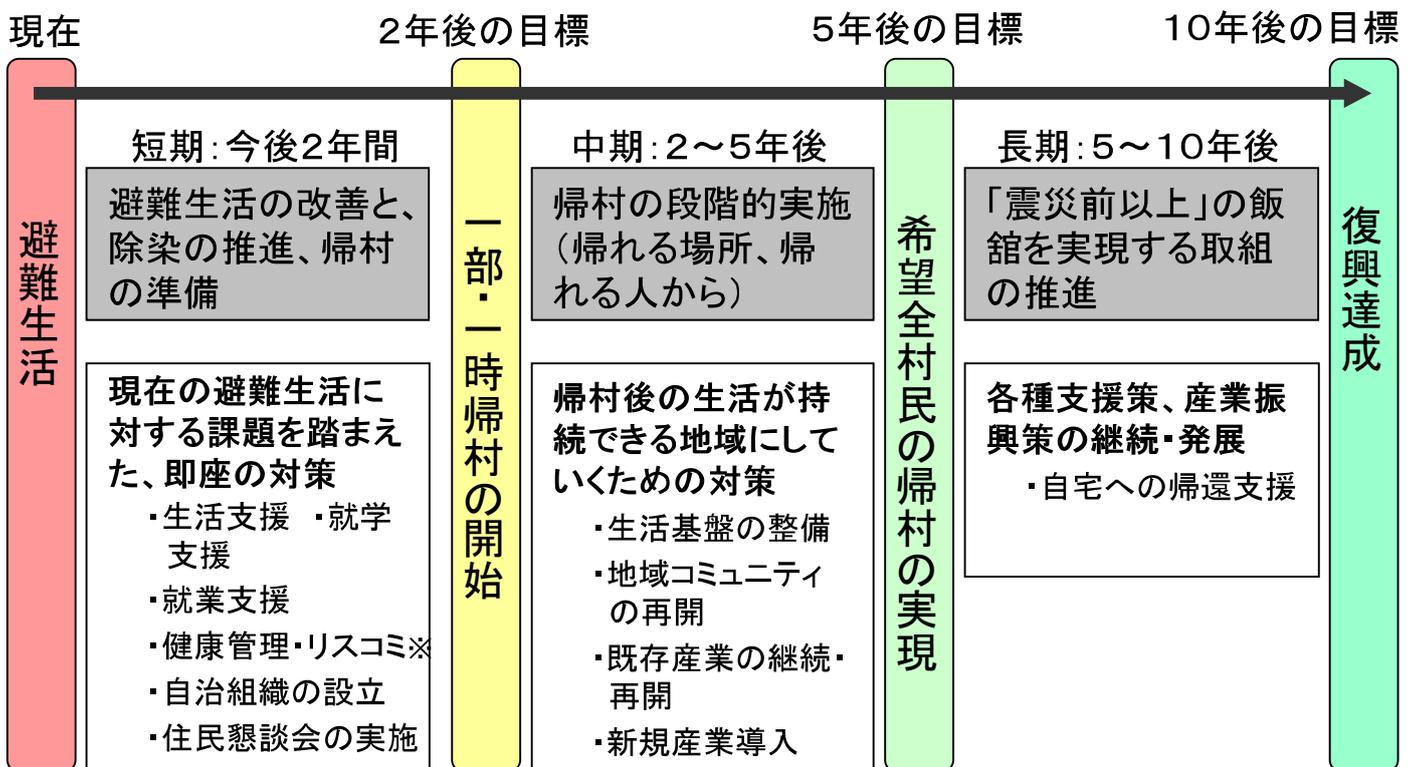


3 施策・事業の段階的实施

本計画の施策及び事業は、以下の3段階で展開していくことを計画しております。

- (1) 2年後の目標を「村民の一部・一時的な帰村の開始」とし、それまでの期間安定した避難生活を確保するとともに帰村できる環境作りを進めます。【短期】
- (2) 5年後の目標を「希望する全村民の帰村の実現」とし、村民自らが帰村する、しないについて、判断できる環境を整えます。【中期】
- (3) 10年後の目標を「復興の達成」とし、新しい「いいたて」を創ります。【長期】

今後は、計画の実施状況等に応じて、施策及び事業の変更・追加等計画を見直しつつ弾力的に展開をしていきます。



帰村への不安を無くし、帰村を現実にするための対策

- ・除染目標の設定、除染の徹底
- ・除染早期化のための拠点整備
- ・帰村の判断材料提供(リスクコミュニケーション※)

※リスクコミュニケーション
健康や環境への影響についての専門的な言葉を住民にわかりやすく伝え、そして、それについて意見交換していくこと。

帰村したいがすぐできない、すぐにでも帰村したい村民に対する支援

- ・除染後低線量地域への復興住宅整備
- ・農業、商工業の再開支援

帰村しない、帰村できない村民に対する支援策

- ・避難者への必要な支援の継続
- ・村外で新たな生活を開始する村民への支援

出来るだけ
継続的に
実施

○ 復興の展開イメージ

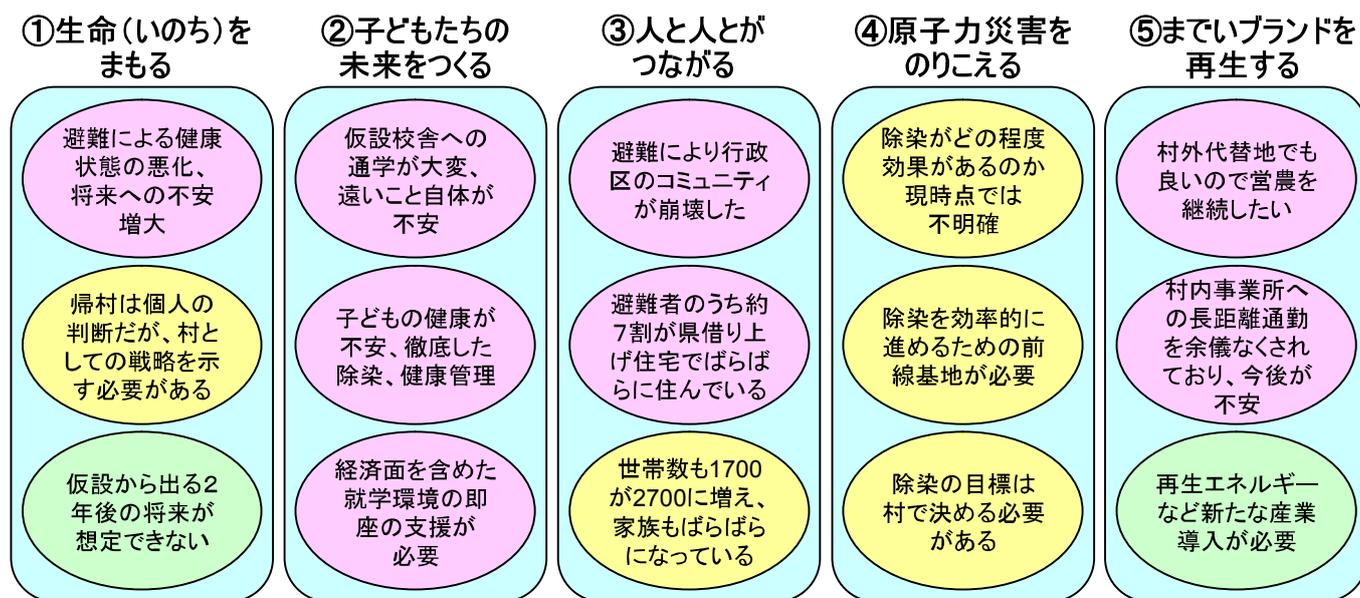
目標	2年後	5年後	10年後
	一部・一時の帰村の開始	希望する全村民の帰村の実現	復興の達成
生命をまもる	<ul style="list-style-type: none"> 避難によって、放射線による健康被害は回避されている。 また、放射線について正しく理解するための学習会が開かれ、放射線から自分や家族の健康を守ることが出来るようになってきている。 一方で、避難による健康被害(生活習慣病・精神疾患など)への対策として、各避難所などにおいて定期的に運動教室や健康教室、お茶べり会など交流のためのサロンが開かれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な健康診断や運動教室、交流サロンが行政区ごとに実施されており、村に帰っても活き活きと暮らせている。 帰村後は、個人線量計が全員に配られ、放射線検査なども含めた健康管理体制の強化がされている。 村に帰れない人についても、引き続き健康診査や健康教室などを実施し、村の外でも活き活きと暮らす環境を維持している。 	
避難中の暮らしを守る	<ul style="list-style-type: none"> 避難によって、多くの村民が生活の糧を失ったが、見守り隊や除染関係の仕事、避難先での仕事斡旋などによって、ある程度の生活が維持できるようになっている。 村内で継続操業している企業の従事者のための復興住宅の整備が進められ、通勤時間が短縮されている。 東電の補償に関する相談窓口が身近な場所に設置され、スムーズに補償金の請求ができるようになってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難をしてからも、災害前の生活が営まれるようになるまで、引き続き東電からの補償が得られ、一定程度以上の生活が維持できている。 	
子どもたちの未来をつくる	<ul style="list-style-type: none"> 幼、小、中学校の仮設校舎が建設され、学習環境が整えられ、屋外での活動や部活動も再開している。 外国への派遣研修など、村独自の体験学習機会を拡充させ広い視野を持った子どもたちを育成している。 就学支援として、給食費や医療費の無料化、給付型奨学金が導入されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼、小、中、高校の村内での再開については保護者、教育関係者、放射線などの専門家などによる検討会で議論がなされ、村内での再開に向けて準備が進んでいる。 村独自のキャリア教育や体験学習については、継続して実施している。 就学支援については、必要な家庭については継続して行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 村内の幼、小、中、高校が再開されている。
帰村に向けて除染	<ul style="list-style-type: none"> 除染作業については、宅地や公共施設、企業などの除染が概ね終了している。 農地については、30%程度の地域で除染が終了し、除染が終わった農地では地力を回復させるための取り組みが行われている。 森林の除染も住環境に近い所から本格的な除染が始まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地とその周辺では放射線量が下がり、自給の野菜などが栽培できるようになっている。 農地の除染が概ね完了し、一部の地域では農業が再開されている。 森林の除染についても、住環境や農地に近いところを精力的に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の除染については、住環境や農地に近いところは終了し、それ以外の地域を行っている。
帰れない人の村外での暮らし支援	<ul style="list-style-type: none"> 村外への移転を希望する企業や飲食店については、移転が完了し、営業実績も避難前と遜色ない程度まで回復しつつある。 すぐに帰村したい人や村内事業所に通う人などのために、村内の低線量地域に復興住宅の整備が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 帰れない人への支援について、健康、職業、教育、などの面からできるだけ継続的に支援を行っていく。 帰村したいが戻れない地域がある場合には、村内の低線量地域に復興住宅が整備され帰村している。 	
戻ってからの暮らしを再構築する(仕事)	<ul style="list-style-type: none"> 帰村に向け、農業法人などが組織され、食べ物でない農業へ転換する準備が進められている。 飲食店、小売業などの一部が村内で再開している。 帰村後の雇用を確保するため、新たな産業創出に関する様々な検討が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 村内で農業法人などが、花卉栽培や施設栽培など消費者に受け入れやすい農業として再開している。 企業や飲食店、小売業の多くが村内で再開している。 新エネルギーなど新たな産業の導入により、村内での新たな雇用が生まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業の栽培品目が拡大され、いいたてブランドが再興している。 新たな産業の本格稼働により、多くの村民の雇用が確保されている。
コミュニティの再生	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活における新たなコミュニティが組織され、避難生活を生き生きと暮らすための様々な自主的な取り組みが行われている。 従来からの行政区を中心としたコミュニティ活動についても、年数回の集まりを持ちながら、帰村へ向けての除染や暮らしの再生に向けた検討が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政区などの地域コミュニティが再開している。 	<ul style="list-style-type: none"> 本格的な復興へ向けて、行政区などの地域コミュニティによる地域づくりが行われている。

4 現状の課題と必要な対策

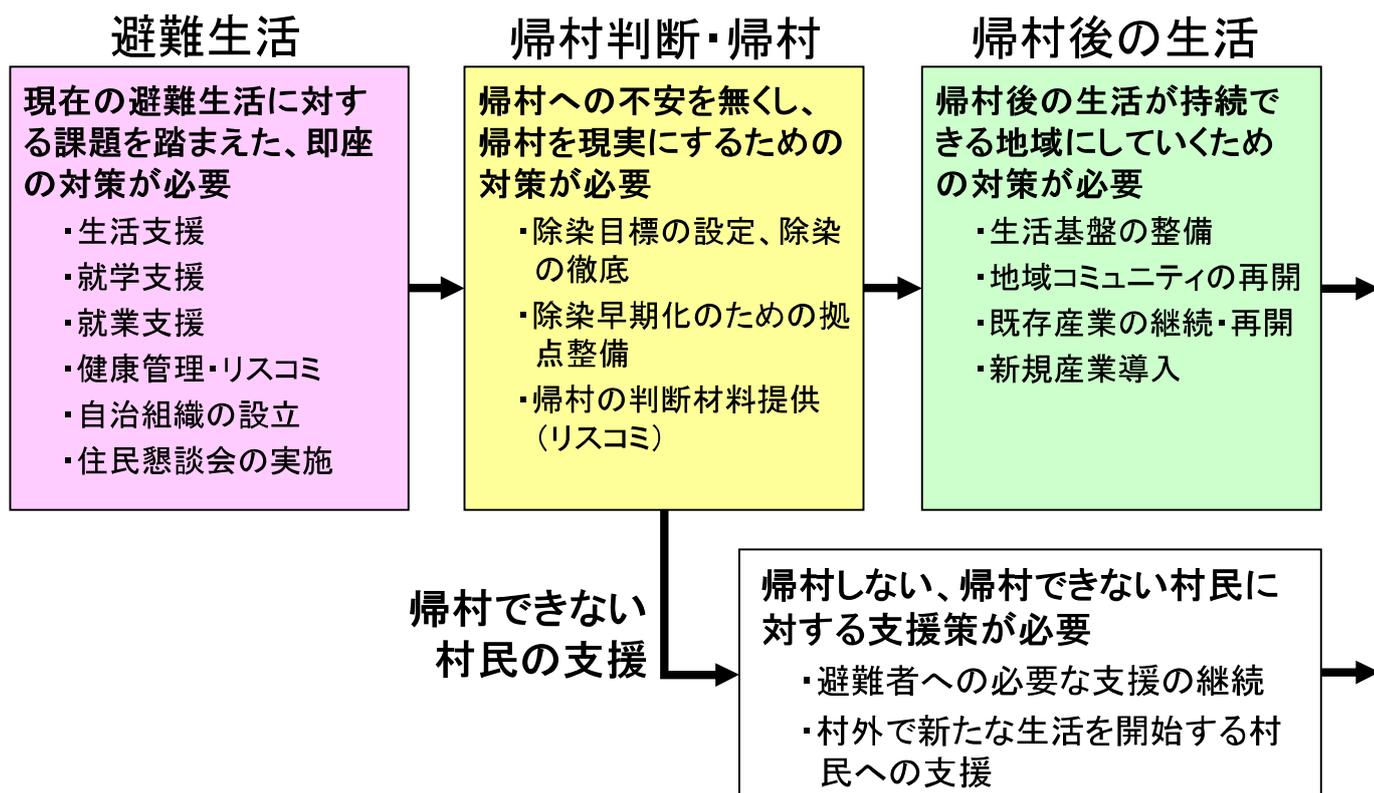
5つの柱の基に想定される課題解決に必要な施策及び事業を実施します。

施策・事業の実施に際しては、避難生活への支援、帰村を実現するための対策、帰村後の生活再建及び帰村しない・できない村民への支援に取り組みます。

●基本方針毎の現状の課題



●必要な対策



5 重点施策・事業

当面の施策として、15の重点施策・事業に全力で取り組みます。

基本方針①
生命(いのち)
をまもる

- ①健康・リスクコミュニケーションを充実します。
- ②全村民を対象に内部被ばく検査を徹底的に実施します。
- ③子どもがいる全世帯に空間線量計を配布します。

基本方針②
子どもたちの
未来をつくる

- ④子どもの教育環境を整備します。
- ⑤ふるさと事業を進めます。
- ⑥子育て世帯へ経済支援を進めます。

基本方針③
人と人が
つながる

- ⑦既存の行政区と避難でできた新たなコミュニティの両方を支援します。
- ⑧対話と情報提供で心をつなげます。
- ⑨避難でよせられた絆・つながりを活かします。

基本方針④
原子力災害
をのりこえる

- ⑩除染・モニタリングで、ふるさと再生を進めます。
- ⑪当面の除染目標として年間積算線量5mSvを目指します。(長期的には、年間積算線量1mSvを目指します。)
- ⑫除染の工程表を示します。

基本方針⑤
までいブラン
ドを再生する

- ⑬村民の雇用の早期回復に努めます。
- ⑭地域資源を活用した新規産業の振興を図ります。
- ⑮農産物等の放射線検査機関を設置します。

※各施策・事業の詳細な内容は、「6 基本方針の主な施策・事業」を参照

6 基本方針の主な施策・事業

基本方針① 生命(いのち)をまもる

・村の外でも元気に暮らす ・村に帰っても生き活きと暮らす

現状の課題

○健康状態の悪化

- ・ 避難により健康状態が悪化した家族がいる家庭は多く、避難後に要介護状態やうつになった人も増えている。
- ・ 避難生活や転校による心身の不調を訴える子どもが増えている。

○将来への不安・やる気の低下

- ・ 放射線や除染などに関する情報が村民にうまく伝わっておらず、村民の間に不安や怒りなどが生じている。
- ・ 生活の見通しが立たないことにより、将来への不安や精神的なダメージを受けている村民も多く、生活や仕事に対してやる気をなくしている人が増えている。

○被ばくによる健康影響への不安、情報への不安

- ・ 被ばくによる健康への影響に大きな不安をいただいているが、正しい情報がないため、対応に困っている村民が多い。
- ・ 「国も県も村の情報も信じられない」という中で、今のままでは村全体として共通の目標を持つことができない。
- ・ 状況を前向きにとらえ、行動を起こそうという人は少なくないが、どう行動を起こしたらよいか、必要な情報が不足している。

基本方針

○継続的に健康づくりを進めます。

○子どもたちの健康管理、心のケアを実施します。

○健(検)診の充実を図り、病気の早期発見・早期治療体制を確立します。

○健康や放射線リスクについての情報を提供する機会を充実します。

基本方針① 生命(いのち)をまもる

・村の外でも元気に暮らす ・村に帰っても生き活きと暮らす

主な施策・事業①

【短期】

すでに実施、
または2年後
までに実施

○健康や放射線リスクについての情報を提供する機会を充実させます。

◆全村民を対象に内部被ばくを測るホールボディカウンター検査を実施します。

◆子どもがいる全世帯に空間線量と積算線量が測れる線量計を配布します。

◆リスクコミュニケーションを実施します。

(その他の関連施策・事業)

- ・ 個人線量の測定・評価(帰村後)
- ・ 教員や保健師、生活相談員など住民と直接接する職員と専門家との意見交換の実施
- ・ 村民を対象としたリスクコミュニケーションの実施、小冊子の作成・配布
- ・ 教員や保健師、生活相談員などをリスクコミュニケーターとして育成・活用
- ・ 村のホームページや広報による情報の提供の充実(専門家による監修、更新)

○これまで以上に充実した健康づくりを推進します。

◆避難生活における心のケアを実施します。

◆定期的なスポーツ・運動教室を実施します。

(その他の関連施策・事業)

- ・ 介護予防教室(食・運動)
- ・ 農業生きがい対策事業
- ・ スポーツ施設、運動教室等の情報の提供

基本方針① 生命(いのち)をまもる

・村の外でも元気に暮らす ・村に帰っても生き活きと暮らす

主な施策・事業②

【短期】

すでに実施、
または2年
後までに実
施

○子どもたちの健康管理、心のケアを実施します。

※放射線関係は基本方針②に掲載

◆**カウンセラーによる児童の心のケアを実施します。**

◆**子どもの運動不足解消に有効な身体づくりを推進します。**

(その他の関連施策・事業)

- ・ 苦境にあってもくじけない、精神力の強さを育てるプログラムの準備

○健(検)診の充実を図り、病気の早期発見・治療体制を確立します。

◆**県民健康調査とあわせた村の総合検診の実施および内容を充実します。**

◆**健診結果に対する事後指導を強化します。**

(その他の関連施策・事業)

- ・ 医療機関への送迎バスの運行
- ・ 高齢者への巡回訪問の充実
- ・ 仮設住宅等における住環境の改善
- ・ いいたてクリニックの再開準備

【中期】

2～5年後
までに実施

【長期】

5～10年後
までに実施

○**生き生きと安心して暮らすための健康づくり・健診を継続的に実施します。**

○**健康や放射線リスクについての情報を提供する機会を充実させます**

基本方針② 子どもたちの未来をつくる

- ・ 未来を担う子どもたちのために、共に育つ「共育」の場を充実させ、「いいたて」を支える人材を育成する

現状の課題

○子どもへの負担の増加

- ・ 通学時間が長い
- ・ 屋外活動が少なく、運動不足、体力の低下が見られる
- ・ 放射線について学習する場がない

○保護者・住民に広がる不安・不信

- ・ 放射線の安全基準が不明確で、自身と家族の健康管理に不安を抱いている
- ・ 不安定な生活環境に置かれているため、将来の生活設計が組み立てられない
- ・ 学校と保護者間の緊急連絡網が整備されていない
- ・ 学校等の教育施設及び給食に関する放射線情報が不足している
- ・ 村及び学校からの情報発信及び保護者の意見集約が不足し、結果、不信感を招いている
- ・ 子どもの転入学手続きを相談する方法がわからない

○学校の将来像が見えない

- ・ 相馬農業高等学校飯舘校をどのように存続させていくか。
- ・ 仮設校舎からどのように変わっていくのかの次のビジョンが見えない。

○その他

- ・ 子どもたちに村のことや今の環境のことをどう学習させたらよいのか。
- ・ 避難で住民の孤立化が進んでいるなかで、地域のつながりをどのように保つか。

基本方針

- 教育環境を改善し、子どもたちが安全に安心して学習に取り組める環境を整備する
- 学校・保護者・住民の共通理解のもとで、放射線と子どもの健康管理に関する体制を早期に構築する
- 学校・保護者・住民が子どもの健全育成のため相互に協力できる体制を整備する
- 子どもたちの進路を保証するため、学力の向上に努め多様かつ先進的な教育活動を積極的に導入する
- 村での生活習慣、伝統文化及び地域の連携を維持継続し、村民の学習と心の交流の場を確保する

基本方針② 子どもたちの未来をつくる

- ・未来を担う子どもたちのために、共に育つ「共育」の場を充実させ、「いいたて」を支える人材を育成する

主な施策・事業①

【短期】

すでに実施、
または2年
後までに実
施

○子どもの教育環境を整備します

- ◆村独自の校舎・園舎を整備します
- ◆スクールバス運行計画を改善し通学時間を短縮します
- ◆預かり保育の充実を図ります

(その他の関連施策・事業)

- ・安全かつ自由に体を動かせる施設等を確保します
- ・部活動を充実させるための環境を整備します
- ・キャリア教育や体験プログラムなどの体験による学びの機会を充実させます

○子どもたちの健康を守ります

- ◆年間総被ばく量を低減させる校外学習の機会を確保します
- ◆カウンセラー配置等による心のケアを充実させます

(その他の関連施策・事業)

- ・放射線検査を含めた健康監視体制の構築

○家庭への子ども支援を充実します

- ◆給食費・医療費無料化を継続します
- ◆給付型奨学金を導入します。

○転入学する子どもを支援します

- ◆就学援助を継続します
- ◆転入学・転出等も含めた就学に関する相談窓口を設置します

(その他の関連施策・事業)

- ・転入学・転出者等への情報伝達を継続します

○学校・保護者・住民の放射線に関する共通理解を深めます

- ◆「放射線・環境に関する教育プログラム策定委員会(仮称)」を設置し、策定したプログラムを実践します
- ◆学校・保護者・住民を対象としたリスクコミュニケーションを実施します

(その他の関連施策・事業)

- ・学校・給食などの放射線量を測定し、結果を公表します
- ・第三者機関による管理も視野に入れた個人ごとの線量管理を早急に実施します

基本方針② 子どもたちの未来をつくる

- ・未来を担う子どもたちのために、共に育つ「共育」の場を充実させ、「いいたて」を支える人材を育成する

主な施策・事業②

【短期】

すでに実施、
または2年後
までに実施

○学校・保護者・住民が連携し地域と共にある学校づくりを推進します

◆「いいたてっ子を育み支えあう村民のつどい(仮称)」を開催します

◆村・学校・保護者間の円滑な情報の受発信体制を構築します

(その他の関連施策・事業)

- ・保護者等が子どもの教育や学校活動に参加できるコミュニティー教育を推進します
- ・「飯館校応援隊」の活動と小中高の連携による相農飯館校支援を行います

○ふるさとの文化に学び、心のある交流活動を充実させます

◆ふるさとの文化・伝統を学び、つなぐ生涯学習体制を強化します

◆村固有の伝統文化を保存継承し、村民としての誇りを次世代に受け継ぐふるさと教育を充実させます

○将来の「いいたて」を担う人材を育成します。

◆生涯教育を充実させ、自己啓発につながる研究などへの支援や機会を増やします。

【中期】

2～5年後
までに実施

○キャリア教育・体験プログラムを実施し、就学と生きぬく力の育成を支援します

- ・就職に役立つような資格を取得できる教育課程を導入します
- ・子どもの育ちを促す体験プログラムを実施し、拡充させます
- ・子どもや住民の「までいな力」を育む施策を継続し、充実させます

【長期】

5～10年
後までに実施

○子どもたちが安全に安心して就学するための支援を継続します

- ・就学援助を継続します
- ・施設環境を充実させます
- ・関係団体の相互理解・協力関係を充実させます

基本方針③ 人と人がつながる

- ・今までの絆を守りながら、避難中にはぐくまれたつながりを大切に、新たなコミュニティをつくる。

現状の課題

○地域コミュニティの崩壊

- ・避難により、今まで村のあらゆる活動の基本的単位であった行政区のつながりが崩壊してしまった。

○避難先での新たなコミュニティの必要性

- ・避難先での生活をよりよくするために、必要なコミュニティづくりを進めていくことが必要である。

○必要な情報の提供が不足

- ・避難先では、必要な情報がなかなか提供されないとの声が多い。村からの情報提供を工夫する必要がある。

○今回の災害により新たに生まれた村外とのつながりを復興に活用

- ・今回の災害により、全国、全世界から様々な支援を受けたことにより、従来からのつながりも含め、村外との絆がたくさん結ばれた。この絆を今後も大切に、復興に活かしていくことが、必要である。

基本方針

○避難先でのあらたなコミュニティづくりを進めます。

○従来からの行政区のつながりを維持していくための支援を行います。

○必要な情報を様々な方法により、できるだけ迅速に提供します。

○今回の災害によって、新たに構築された国内外の絆を大切に、一日でも早い復興の実現に活かしていきます。

基本方針③ 人と人がつながる

- ・今までの絆を守りながら、避難中にはぐくまれたつながりを大切に、新たなコミュニティをつくる。

主な施策・事業①

【短期】

すでに実施、
または2年
後までに実
施

○避難先でのあらたなコミュニティづくりを進めます。

- ◆仮設住宅や公営宿舎などで新たな自治組織を立ち上げます。
- ◆立ち上げた自治組織に対して、活動支援として、絆づくり支援職員を配置するとともに、新たなコミュニティづくりのための補助金などを整備します。

(その他の関連施策・事業)

- ・避難者が交流できるサロンの実施や生涯学習活動の活動を支援
- ・農業などの避難先での生きがい対策事業
- ・避難中の村民が交流する場の確保(趣味やスポーツ、文化活動、いやしの宿「いいたて」など)
- ・県借り上げ住宅避難者のコミュニティづくりを支援

○従来からの行政区のつながりを維持していくための支援を行います。

- ◆地域づくり補助金を継続するとともに、より使いやすいよう補助率のアップなどを行います。
- ◆行政区の活動にかかる経費を支援します。

○必要な情報をわかりやすく、迅速に提供します。

- ◆避難先で必要な情報を、住民懇談会などで直接説明するとともに、広報誌、お知らせ版、村のホームページ、携帯電話、テレビ会議システム、中継カメラなどにより、できるだけ迅速に提供します。
- ◆年2回程度、全村民が集まり交流できるイベントを開催します。

(その他の関連施策・事業)

- ・村と村民の意見交換の場として住民懇談会を実施します。
- ・絆づくり支援職員が2か月に1回程度自治組織を訪問します。

基本方針③ 人と人がつながる

・今までの絆を守りながら、避難中にはぐくまれたつながりを大切に、新たなコミュニティをつくる。

主な施策・事業②

【短期】

すでに実施、または2年後までに実施

○今回の避難によってできた国内外の絆・つながりを大切に、一日でも早い復興の実現に活かしていきます。

◆ドイツやイタリアへの派遣研修を実施します。

◆受け入れの申し出のあった全国の様々な自治体(復興関連施設や保養地など)への派遣を行います。

(その他の関連施策・事業)

- ・国内外から送られてきた支援物資や義援金を配付します。
- ・ボランティアを派遣します。

【中期】

2～5年後までに実施

【長期】

5～10年後までに実施

○帰村後、従来の行政区を中心としたコミュニティを再開します。

○必要な情報提供については、引き続き実施します。

○今回の災害によって、新たに構築された国内外の絆を大切に、一日でも早い復興の実現に活かしていきます。

基本方針④ 原子力災害をのりこえる

- ・放射能の除染を徹底的に進める
- ・自ら考え判断するため、放射能汚染に対する情報の共有と話し合いを進める。

現状の課題

○除染の見通しがたたない

- ・国のモデル除染事業が進まないと除染の効果・手法がはっきりしない。
- ・国予算の見通しが立っていない。
- ・除染後の線量の具体的目標や期間が決まっていない。
- ・除染によって生じる建物、植木、土地、立ち木等の補償の見通しが明確でない。
- ・モデル除染事業の作業工程等がわからない。
- ・モデル除染事業の進行状況について状況把握、報告はされるのか。
- ・モデル除染事業の国の結果公表には時間がかかり、その後の除染を進める時間がなくなってしまうのではないか。

○放射線リスクに対する情報、コミュニケーションが不足している

- ・除染に対する村民の理解不足、知識不足をどうするか。

基本方針

○除染対策に関する国への要望を強化し、村に帰れる環境を早期に実現します。

○村として、国が行う除染対策に積極的に関わります。

○除染の進め方などについて住民との共通理解を図ります。

基本方針④ 原子力災害をのりこえる

- ・放射能の除染を徹底的に進める
- ・自ら考え判断するため、放射能汚染に対する情報の共有と話し合いを進める。

主な施策・事業①

【短期】

すでに実施、
または2年後
までに実施

○除染とモニタリングにより、ふるさとの早期再生を進めます

◆除染計画書を速やかに策定します。

- ・村除染実施計画を早期に策定し、除染の速やかな実施と予算確保を国に要望します。
- ・帰村の目安となるよう、除染の工程を示します。
- ・国の除染事業(モデル事業を含む)に対して、村との事前確認(内容・工程等について)の場を設けるよう要望します。
- ・村独自に除染事業の検証・評価・公表・提案を行います。
- ・地権者との事前確認の場及び除染による財物価値減少に対する補償について要望します。

○早期除染を進めるため、村民からなる推進組織を整備します

◆国除染事業の受け皿として各種組織体制を整備します。

- ・飯舘村までいな除染会議(仮称)を設置し、除染実施計画の策定とその実現に取り組みます。
- ・飯舘モニタリングセンター(仮称)を設置し、放射線観測値の集約と公表、除染実施状況や仮置き場の監視を行います。
- ・飯舘村除染基地(仮称)を設置し、村内全域の除染活動の拠点とします。
- ・除染にかかる村内事業者の組織化に取り組みます。

基本方針④ 原子力災害をのりこえる

- ・放射能の除染を徹底的に進める
- ・自ら考え判断するため、放射能汚染に対する情報の共有と話し合いを進める。

主な施策・事業②

【短期】

すでに実施、
または2年後
までに実施

○除染に関する知識を深め、村民が除染活動に関わる環境を整えます

- ◆放射線リスクコミュニケーションを実施します。
- ◆除染作業への参加・体験の機会を提供し、村民の除染に対する理解を深めます。
- ◆除染結果の速やかな公表、村民との意見交換を行います。

○村内全域にわたる除染を進めます

- ◆除染目標は、追加被ばく線量の長期的な目標である年間積算線量1ミリシーベルトを目指します。当面の目標としては、年間積算線量5ミリシーベルト(毎時1マイクロシーベルト)以下を目指し、徹底した除染を進めます。
- ◆村内事業者組織を通し、除染作業の研修を行うなどして、希望する村内事業者による除染作業を行います。
- ◆除染後は客土・植林するなどして、現状復帰に努めます。

基本方針④ 原子力災害をのりこえる

- ・放射能の除染を徹底的に進める
- ・自ら考え判断するため、放射能汚染に対する情報の共有と話し合いを進める。

主な施策・事業③

【中期】

2～5年後までに実施

重点施策

○継続的に除染活動を実施します(宅地・農地・山林)

- ・除染実施計画書を実情を踏まえ随時見直します。
- ・除染結果を踏まえ、除染方法の検討・改善を国に働きかけます。
- ・除染に関する放射線リスクコミュニケーションを実施します。
- ・宅地周辺除染を完了させます。
- ・除染した箇所の現状復帰に努めます。

○長期にわたり放射線量を監視し、精力的に除染を進めます

- ・除染後に再度放射線量が高くなった箇所を再度除染します。

【長期】

5～10年後までに実施

重点施策

○除染目標の達成を目指します

- ・除染実施計画書を実情を踏まえ随時見直します。
- ・除染結果を踏まえ、除染方法の検討・改善を国に働きかけます。
- ・除染に関する放射線リスクコミュニケーションを実施します。
- ・除染した箇所の現状復帰に努めます。
- ・最終年度までに除染目標の達成を目指します。

○長期にわたり放射線量を監視し、精力的に除染を進めます。

- ・除染後に再度放射線量が高くなった箇所を再度除染します。

基本方針⑤ まいでいブランドを再生する

- ・これまで築いてきた「まいでいブランド」の回復を図ると共に、新たな産業を積極的に導入することで、活気ある飯舘村を再生する。

現状の課題

○基幹産業の再生

- ・これまで積み重ねてきた飯舘村特有の産業が失われるおそれがある。
- ・風評被害が少ない花卉については、現在も市場から求められており、復興の先駆けとして市場への出荷維持が必要不可欠である。

○農業の再開

- ・若い世代での帰村に向けた不安が大きい。特に農業の人材不足が懸念される。
- ・土づくりへのこだわりや有機栽培志向という今までの村の農業スタイルがあるため、農地の活用を維持していく必要がある。一方で土に左右されない水耕栽培等の検討も必要である。
- ・農業維持のためには、生産意欲が減退しないよう、具体的な施策が必要である。

○商工業の復興

- ・移転できない事業所への対応が急務である。また、村内で操業している事業所への通勤条件の改善が必要である。
- ・仕事がなく、精神的、健康的にも厳しくなっていることから、仕事する場の確保が必要である。

基本方針

○これまで培ってきた「人材」「技術」「ブランド」の維持、育成に取り組めます。

○安心して就業できる環境をつくります。

○安全安心な農作物を消費者に提供するための検査体制を整備します。

○農業による収入の確保と農業生産基盤を整備します。

○新たな産業の創出に取り組めます。

基本方針⑤ まいでいブランドを再生する

- ・これまで築いてきた「まいでいブランド」の回復を図ると共に、新たな産業を積極的に導入することで、活気ある飯舘村を再生する。

主な施策・事業①

【短期】

すでに実施、
または2年
後までに実
施

○既存産業の早期復興を支援します

- ◆農業者、林業者、商工業者等の村民各層に対し、就業についてのきめ細やかな意向把握を行います。
- ◆農業者、事業者の資金的負担のない支援策の構築に努めます。

○農業による収入の確保と農業生産基盤の整備に取り組みます

- ◆安定した農業を営むための組織づくりを進めます。
 - ・新たな枠組みでの営農組織設立の検討、実施
 - ・既存集落営農組織やJA部会等既存組織を基本とした営農形態の検討、確立
- ◆安心して生産できる圃場の確保、整備を進めます。
 - ・営農意欲のある農業者に対する農地の斡旋、農業用施設や農機具の無償貸与、提供
 - ・営農組織用圃場の確保、整備
 - ・高齢者向けの共同菜園の確保及び直売等販売体制の確立
- ◆安心して農作物を提供するために独立検査機関を設置します。
 - ・農作物等に含有される放射性物質の検査、成分分析の実施
- ◆安心して農業を営むことができるよう生産販売支援組織を設置します。
 - ・村、県、国、農業生産団体等が連携した組織による生産技術指導、販売への支援
- ◆花卉をモデルとしたブランド、技術の維持に取り組みます。
 - ・行政による村外での営農活動支援(市場でのブランド力維持、花卉農家の営農意欲の維持)
 - ・花卉、野菜のハウス整備など農業支援と雇用確保

(その他の関連施策・事業)

- ・販売、精算時における風評被害による価格下落に対する補償の確立を目指します
- ・水稻:集落営農等を活用した「あぶくまもち」の維持、普及に努めます
- ・畜産:振興公社による飯舘牛の繁殖、肥育技術の維持、開発を進めます

基本方針⑤ まいでいブランドを再生する

- ・これまで築いてきた「まいでいブランド」の回復を図ると共に、新たな産業を積極的に導入することで、活気ある飯館村を再生する。

主な施策・事業②

【短期】

すでに実施、
または2年
後までに実
施

○安心して就業できる環境づくりに取り組みます

◆通勤環境の改善と整備に取り組みます

- ・ 通勤主要道の除染、補修、改修の実施
- ・ きめ細やかな通勤主要道の積雪、凍結対策の実施
- ・ 通勤負担軽減のための住宅整備の検討、実施

◆事業所の除染を進めます

- ・ 村内操業事業所及び休業事業所の除染の実施

◆従業員の被ばく量管理及びきめ細やかな健康管理を実施します

- ・ 日常における外部被ばく量の徹底管理の実施
- ・ 内部被ばく検査の実施、定期的な健康診査の実施

◆新規産業の振興を進めます

- ・ 再生可能エネルギー事業を進めます

○国の除染事業の受け皿を早期に構築します

- ・ 除染従事者への厳正な放射線対策、きめ細やかな健康管理の実施
- ・ 放射線防護に対する徹底した教育、除染技術の研修、蓄積

○村外で操業する事業所移転の支援に努めます

- ・ 移転用地、事務所建物等のあっせん
- ・ 移転費用の支援

○みかげ石など村内の資源を活用した産業に取り組みます

基本方針⑤ まいでいブランドを再生する

- ・これまで築いてきた「まいでいブランド」の回復を図ると共に、新たな産業を積極的に導入することで、活気ある飯館村を再生する。

主な施策・事業③

【中期】

2～5年後
までに実施

○既存産業の復興を継続的に支援します

- ・風評被害に対する補償制度の確立
- ・共同経営による農業生産体制の実践（・花卉の特産化 ・施設園芸の拡大 ・集落営農の推進 ・農業経営体の推進等）
- ・消費者に受け入れられる農業の検討

○新規産業を積極的に振興します

- ・再生可能エネルギー事業の検討、導入（太陽光、風力、小水力、木質バイオマス、バイオ燃料等）
- ・風評被害を受けない（風評被害に負けない）産業体制の確立
- ・森林除染木やみかげ石など村内の資源を活用した産業の確立
- ・植物工場、水耕栽培等消費者に受け入れられる農業形態の検討
- ・線量の高い地域の土地利用活用の検討
- ・ひまわり、なたね等の栽培と多面的活用
- ・国内外の絆・つながりを活かした企業の誘致

○就業者・雇用者を継続的に支援します

- ・村民の雇用の場の創出、確保
- ・県外に移転した企業、従業員に対する雇用に関する情報機能の充実

【長期】

5～10年
後までに実
施

○既存産業の復興を継続的に支援します

- ・企業の村内再開、再建支援
- ・農業の共同経営体、集落営農組織の確立

○新規産業を積極的に振興します

- ・再生可能エネルギー産業の導入、確立
- ・野菜工場、水耕栽培等消費者に受け入れられる農業の実践

○就業者・雇用者を継続的に支援します

- ・放射能除去開発企業の創設（国、県主導など）

7 資料編

○ 飯舘村の放射能汚染の状況

1 事故当初の放射線量

平成23年3月14日に、福島県災害対策本部により「いちばん館」前に可搬型モニタリングポストが設置され、同日の午後1時から放射線量（空間線量率；毎時マイクロシーベルト〔 $\mu\text{Sv/h}$ 〕）の測定が開始されました。

この際（3/14）の空間線量率は、毎時0.1～0.3マイクロシーベルトでしたが、翌15日午後3時に毎時3.4マイクロシーベルトに上昇し、同日午後6時20分に毎時44.7マイクロシーベルトを観測しました。（観測結果については、福島県は3月下旬からホームページ等で公表しました。）

現在、村内の空間線量率はほぼ一定していますが、地域により濃度は異なります。

2 地域の放射線量

内閣府は、7月4日から8月20日までの間に、飯舘村の597箇所での1m高さ及び1cm高さでのガンマ線による空間線量率を測定し、汚染マップを作成しました。右の図は、そのデータをもとに作成した汚染マップで、年間の積算線量（外部被ばく量）区分ごとに色分けしたものとなっています。

- ① 「濃い青」「水色」「濃い緑」で表示されている地点は、年間の積算線量が0ミリシーベルトから20ミリシーベルト未満（1ミリ＝1000マイクロ）のとなる地点で、空間線量率で表すと毎時0マイクロシーベルトから毎時1マイクロシーベルトとなります。汚染マップ中では県道原町・川俣線の西側の村境（須萱字水上地区）のみとなっています。
- ② 「黄緑」「黄」で表示されているところは、年間20ミリシーベルトから40ミリシーベルト未満の地点です。飯舘村が計画的避難区域として設定された際の基準である年間20ミリシーベルトを空間線量率で表すと毎時3.8マイクロシーベルトとなります。汚染マップからは、飯舘村のほとんどの地域が「黄緑」「黄」となっていることが分かります。
- ③ 「茶」「ピンク」「赤」で表示されている箇所（年間の積算線量が年間40ミリシーベルト以上、空間線量率では毎時7.6マイクロシーベルト以上）は、文部科学省による土壌濃度マップ※における高濃度地域ともほぼ一致しており、セシウム137による汚染濃度では1平方メートル当たり100万ベクレル（1ベクレル；毎秒1回の放射線放出）以上となります。（※8/30公表「文部科学省による放射線量等分布マップ」）

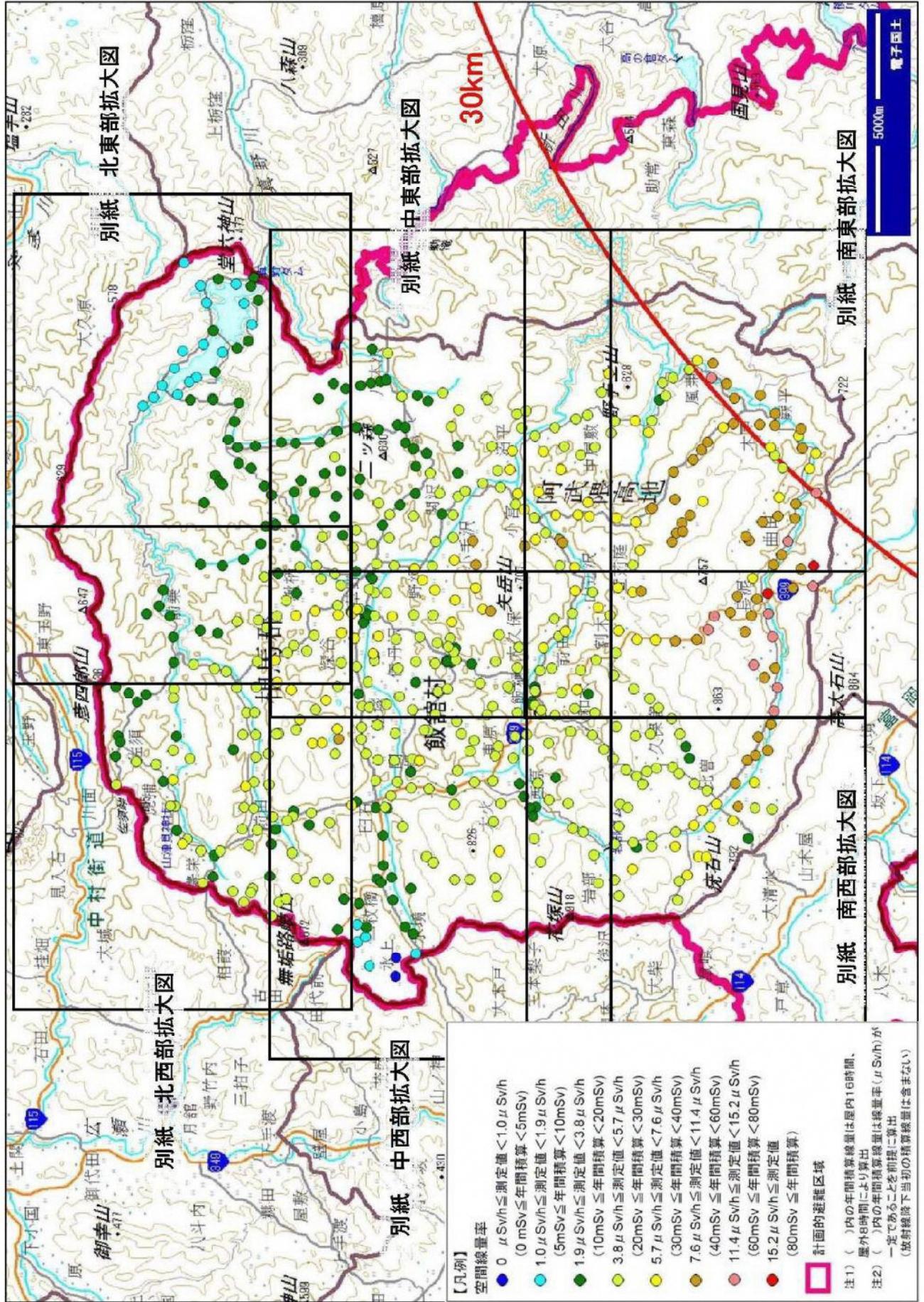
なお、内閣府の汚染マップの積算線量は、3月15日の放射性物質の降下当初の積算線量は含んでいないこと、空間線量率は測定期間中に観測されたガンマ線によるもののみを表示していること、積算線量は「屋内16時間、屋外8時間をその箇所で過ごした場合」を想定して積算していることに注意が必要です。

空間線量率〔 $\mu\text{Sv/h}$ 〕から年間積算線量〔 mSv/年 〕を算出する計算式

$$\begin{aligned} \text{年間積算線量} &= \text{空間線量率} \times (\text{屋内16時間} \times \text{低減率} 0.4 + \text{屋外8時間}) \\ &\quad \div 24 \text{時間} \times (365 \text{日} \times 24 \text{時間}) \div 1,000 \\ &= \text{空間線量率} \times 5.256 \end{aligned}$$

例) $1.0 \mu\text{Sv/h} \Rightarrow$ 約 5 (5.256) mSv/年 、 $3.8 \mu\text{Sv/h} \Rightarrow$ 約 20 (19.97) mSv/年

飯館村 計画的避難区域のモニタリング結果 (全体図 1m高さ)



【凡例】
空間線量率
 ● 0 μSv/h ≤ 測定値 < 1.0 μSv/h (0 mSv ≤ 年間積算 < 5mSv)
 ● 1.0 μSv/h ≤ 測定値 < 1.9 μSv/h (5mSv ≤ 年間積算 < 10mSv)
 ● 1.9 μSv/h ≤ 測定値 < 3.8 μSv/h (10mSv ≤ 年間積算 < 20mSv)
 ● 3.8 μSv/h ≤ 測定値 < 5.7 μSv/h (20mSv ≤ 年間積算 < 30mSv)
 ● 5.7 μSv/h ≤ 測定値 < 7.6 μSv/h (30mSv ≤ 年間積算 < 40mSv)
 ● 7.6 μSv/h ≤ 測定値 < 11.4 μSv/h (40mSv ≤ 年間積算 < 60mSv)
 ● 11.4 μSv/h ≤ 測定値 < 15.2 μSv/h (60mSv ≤ 年間積算 < 80mSv)
 ● 15.2 μSv/h ≤ 測定値 (80mSv ≤ 年間積算)
 □ 計画的避難区域

注1) ()内の年間積算線量は屋内16時間、屋外8時間により算出
 注2) ()内の年間積算線量は線量率(μSv/h)が一定であることを前提に算出
 (放射線路下当初の積算線量は含まない)

- ①
- ②
- ③

○ 飯舘村民の避難生活に関する実態調査最終集計結果（概要）

平成23年10月に実施した「飯舘村民の避難生活に関する実態調査」の最終結果の概要です。調査結果の詳細は、飯舘村のホームページをご覧ください。

調査目的

本調査は、東日本大震災ならびに東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故により避難生活を余儀なくされている村民の現状や災害による生活面のさまざまな影響を把握するとともに、村としての避難生活支援や復興に向けた取り組みを検討するにあたり、村民の要望を把握することを目的に実施した。

実施概要

調査対象	飯舘村役場に連絡先を登録している村民 (できる限り世帯主又は主たる生計維持者による回答を要請)
調査方法	郵送による配布、回収
調査時期	平成23年10月
配布数	2,708件
有効回収数	1,743件
有効回収率	64.4%

調査項目

調査設問数：37問（うち5問は条件分岐型の設問）

Q1	性別
Q2	年齢
Q3	避難前の職業
Q3-1	避難前の職業業種
Q4	避難後の職業
Q5	避難前にお住まいだった地区
Q6	避難後のお住まいの場所
Q7	避難後にお住まいの住宅の種類
Q8	避難後にお住まいの住宅の選定理由
Q9	避難前の家族構成
Q10	避難に伴う家族構成の変化
Q11	避難前に同居していた子どもの有無
Q11-1	避難前に同居していた子どもの現在の状況
Q12	避難前と比べた今の収入（世帯の合計）の状況

Q13	避難前と比べた家計の支出状況
Q13-1	家計の支出が増えた主な費目
Q14	現在の収入における世帯の暮らし向き
Q15	経済面を考えたとき、今の状態をどのくらい続けられるか
Q16	当面の仕事確保・生活維持に関する考え
Q17	避難生活が続く中での家族の生活や体調の変化
Q18	家族の健康状態
Q19	家族が病院・診療所にかかっているか
Q19-1	必要な治療を受けていない理由
Q20	避難前に同居していた家族の中に介護が必要な方がいたか
Q21	現在同居していた家族で、介護が必要な方はいるか
Q21-1	現在介護サービスを受けて在宅介護を受けていない理由
Q22	放射線の健康影響や除染などについて主に知りたいこと
Q23	子どもの教育についてお困りのこと
Q24	子どもの保育についてお困りのこと
Q25	現在の住宅でお困りのこと
Q26	現在お住まいの場所・周辺環境でお困りのこと
Q27	これまでの近所付き合いなど、友人・知人の付き合い、地域コミュニティの面でお困りのこと
Q28	避難で留守をしている間の自宅の被害状況
Q29	村内の自宅に関連してお困りのこと
Q30	村からお知らせする情報の提供手段
Q3 1	今後の暮らしについて知りたい情報
Q32	現在の避難生活についての自由記述

調査結果のまとめ（総括）

- 最終集計の有効回収率は、64.4%に上っている。また、回答者の年齢構成も、50～70代が多い一方で20～40代が合わせて約3割を占めており [⇒Q2]、村民の避難生活の現状を幅広く集約できていると考えられる。

1 避難先は福島県内が全体の約9割であるが、避難により複数に分かれて生活するようになった家族が多く、飯舘村の特徴である多世代同居が減少したことがわかる。

- 現在の住まいは福島県内が全体の約9割であり、遠方避難も少なくない [⇒Q6]。特に県外避難では、「子ども・親戚・知人宅」(22.4%)、「借家（自己負担）」(19.6%)の占める割合が多い。
- 避難によって「以前は同居していた家族が複数に分かれた」との回答は全体の約半数を占め、特に避難前は「3世代家族」「4世代家族」だった回答者に非常に多くなっている [⇒Q10]。

- 避難前に同居していた子どもについて、現在も「すべての子どもと一緒に暮らしている」という回答は 55.7%に留まり、「一部の子ども」又は「すべての子ども」を別の場所に避難させたとの回答が計 36%を超えた [⇒Q11-1]。

2 就業状況・家計収入への影響が大きく、一方で避難前と比較して家計支出が増えていることから、避難生活の経済状況は非常に厳しいものとなっている。

- 避難後（現在）の職業に関する設問 [⇒Q4] から、「被災前と同じ職業（被災前から無職を含む）」という回答は 56.9%に留まり、「失業中・休業中で特に働いていない」（13.8%）、「失業中・休業中でアルバイト」（6.4%）、「転職」（4.4%）、「休職中」（2.9%）と、災害による就業状況への影響が大きいことが伺える。
- 避難前と比較した現在の収入に関する設問 [⇒Q12] では、全体の半数近く（48.9%）が程度の差こそあれ収入が減ったと回答している。特に、「収入がほとんどなくなった」という回答は、避難前の職業・業種が「自営業」（31.5%）、「パート・アルバイト・派遣社員」（22.1%）、「農林漁業」（34.0%）であった方々に多い。
- 一方、避難前と比較した家計支出に関する設問 [⇒Q13] では、「非常に増えた」（46.6%）、「やや増えた」（33.0%）と、支出が増えたという回答は計 8 割に上っている。また、支出が増えた費目 [⇒Q13-1] としては、「食費」（67.5%）、「水道光熱費」（65.7%）、「交通費」（64.8%）という回答が多く、これらの経費が避難生活で重くのしかかっていることが伺えた。
- これらの結果として、現在の暮らし向きは切り詰めた生活をしているものの「非常に苦しい」「苦しい」という回答が計 32.6%に上っており、避難生活で暮らし向きが非常に厳しくなっている [⇒Q14]。

3 避難により 健康状態が悪化した家族のいる家庭は多く、避難後に要介護状態となった方も増えていることが伺える。

- 健康状態が「少し悪くなった家族がいる」（47.4%）、「非常に悪くなった家族がいる」（12.6%）と、健康状態が悪化した家族のいる割合は約 6 割に上っている [⇒Q18]。
- 避難前には要介護の同居家族がいなかった回答者において、現在は「在宅で介護サービス」「介護サービスなしに在宅介護」「避難に伴い要介護者を入院・入所」という回答が計約 5%を占め、要介護者が全体として増えていることが伺える [⇒Q21]。

4 子どもの「教育」「保育」については、避難や転校による 心身の不調を訴える声が比較的多く、加えて学校については「遠さ」が問題となっている。

- 学校に通う子どもの「教育」に関する困りごととしては、「学校が遠い」（23.3%）、「避難生活・転校による心身の不調」（13.1%）、「学校の放射線対策」（12.5%）という回答が多い [⇒Q23]。
- 就学前の子どもの「保育」に関する困りごととしては、「子どもの交流する場がない」（19.3%）、「一時的な預け先がない」（17.2%）、「避難生活等で心身に不調」（13.9%）の順で回答が多い [⇒Q24]。

5 現在の住まいや周辺環境の問題点については、場所不足（狭さ）、遠さ・不便さなどがあげられている。また、友人・知人等に会う機会の少なさを訴える声も多い。

- 現在の住宅の問題点としては、「自宅からの持ち出し品置き場がない」（37.5%）、「住宅の質」（28.1%）、「狭さ」（21.5%）、「ペットと住めない」（19.7%）、「駐車場不足」（19.4%）が主に挙げられている [⇒Q25]。
- 住まいの場所・周辺環境に関しては、「通勤が遠い」（23.3%）、「周辺地理等がわからない」（17.1%）、「買い物等が不便」（13.5%）という回答が多い [⇒Q26]。
- 近所づきあい、コミュニティに関する困りごとでは、「友人・知人と集まる機会がない」（37.9%）、「元の行政区で集まる機会がない」（32.5%）、「遠隔地避難のため友人・知人に会えない」（25.9%）という順で回答が多かった [⇒Q27]。

6 避難で留守にしている自宅においても、カビの発生、雨漏りなどさまざまな被害が発生している。

- 「カビの発生」（60.9%）、「雨漏り」（19.0%）、「小動物の侵入」（9.9%）という順で回答が多い。また、「不審者侵入・盗難」とする回答も27件（1.5%）あり、「特に被害はない」とする回答は34.6%に過ぎない [⇒Q28]。

7 放射線に関しては村内の線量・除染の状況等について、今後の暮らしに関しては補償関係、生活費支援制度等についての情報を求める声が多く、その伝達手段としては「広報紙」が望ましいとする回答者が77%を超えている。

- 放射線の健康影響や除染などに関して知りたい情報としては、「村内の詳しい線量、汚染状況」（58.7%）、「村の除染活動」（53.2%）、「今後の除染、線量の見通し」（51.3%）との回答が、いずれも半数を超えた [⇒Q22]。
- 今後の暮らしに関する情報としては、「東電の補償関係」（71.8%）、「生活費支援制度・義援金」（42.7%）を求める声が多。また、「自宅のゴミ・家財等の処理」（21.1%）、「避難先での行政サービス、買い物・病院等」（19.6%）、「村のライフライン復旧状況」（19.3%）という回答も約2割あり、さまざまな情報が求められている [⇒Q31]。
- 村からの情報伝達手段 [⇒Q30] としては、「村の広報紙」（77.1%）が最も多く、次いで「郵便」（50.7%）と半数を超えている。ただし20～40代の比較的若い世代においては、電子メールやホームページでの提供を求める声も少なくない。

8 自由意見においては、避難生活・生活環境への支援を求めるさまざまな意見があった。一方で、「帰りたい」という帰村の意思や、帰村方法など今後の村のあり方に関するアイデア・意見等も数多く寄せられた。

詳しくご覧になりたい方は、飯舘村のホームページをご覧ください。

<http://www.vill.iitate.fukushima.jp/saigai/>



飯舘村除染計画の概要

- 計画的避難区域については、国が除染を実施するとしているが、飯舘村は国、県と連携して、家屋等の住環境、農地及び森林について計画的・段階的に除染を進めていく。
- 村内の除染により発生した放射性廃棄物は、国が設置する中間貯蔵施設及び最終処分施設に移送する前に、村内の国有林に仮置きすることで調整中。
- 本計画は、除染や医療等の専門家の助言や除染の実施状況等を踏まえ、随時、改訂しながら取り組む。

▶ 計画期間

- (1) 住環境については、今年度から2年程度とする。
- (2) 農地については、今年度から5年程度とする。
- (3) 森林については、今年度から20年程度とする。

▶ 除染推進体制

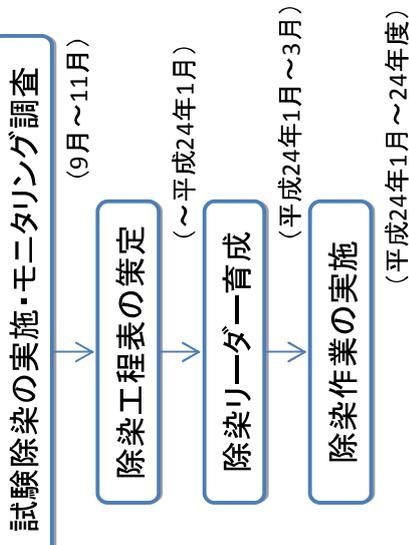
- ・ 国、県、村とが一体となり、村民等も参画した除染を実施。
- ・ 村内企業、振興公社、森林組合等からなる組織を設立し、除染作業の管理・受託等を実施。

▶ 除染費総額(概算)

- ・ 3,224億円(宅地等:143億円、農地等:851億円、森林等:368億円、放射性物質管理費:1,362億円、その他:500億円)

住環境における除染

家屋(居久根含む)、公共施設、事業所等を対象に除染を実施。

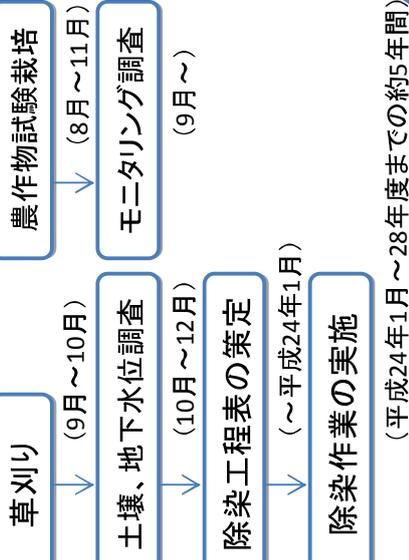


【段階的除染目標】

長期的な目標である年間追加被ばく線量1mSv以下

農地における除染

農地(約2,700ha)を対象に5年程度で年間550ha以上の土地改良等による除染を実施。

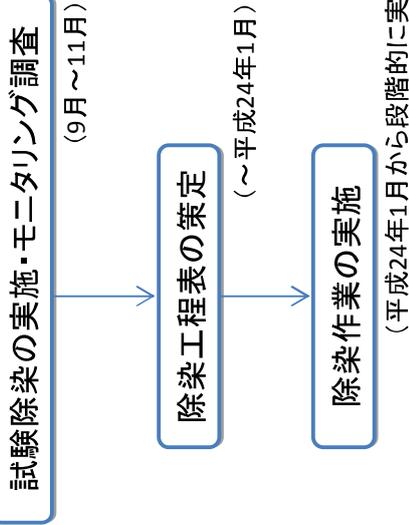


【段階的除染目標】

米の予備調査の対象基準となる土壌中放射性セシウム濃度1,000Bq/kg以下

森林における除染

森林(約19,000ha)を対象に、里山等を優先し、20年程度で年間950haの除染を実施。



【段階的除染目標】

食料生産地: 放射性セシウム濃度1,000Bq/kg以下、緩衝地帯: 年間追加線量1mSv以下

飯舘村除染計画書

～豊かな“ふるさと”を再生するために～



平成23年9月28日
福島県飯舘村

1 計画の趣旨

- 飯館村では福島第一原発事故に伴い、全村避難を余儀なくされる中、一日でも早く“ふるさと”に安心して戻ることが、村民の切なる思いである。
- 早期帰村には、村全域の除染及び土壌改良が最も重要であることから、村として除染、放射性廃棄物の処理・仮置きに最大限努力し、豊かな“ふるさと”再生に向けて取り組む。
- 計画的避難区域について、国は、県と市町村と連携して除染を実施することとしているが、村として、除染を行うべき項目を整理し、放射線防護に努めながら除染に取り組むため、本計画を策定する。
- 本計画は、除染や医療等の専門家で構成する、「飯館村リスクコミュニケーション推進委員会」の助言や除染対策の実施状況等を踏まえ、随時、改訂しながら、村全域の除染に取り組む。

2 計画目標

飯館村全域の家屋(居久根や里山等を含む)、公共施設、事業所、農地、森林等の除染を早期に実施し、一日でも早く村民が安心して暮らせる生活・生産環境の再生を実現する。

【除染対策数値目標】以下の数値目標に向けて段階的に除染対策に取り組む。

- ・ 住環境：追加被ばく線量の長期的な目標である年間線量 1mSv 以下¹⁾を目指す。
- ・ 農地：米の予備調査の対象基準となる土壌中放射性セシウム濃度 $1,000\text{Bq/kg}$ 以下²⁾を目指す。
- ・ 森林：土壌中放射性セシウム濃度 $1,000\text{Bq/kg}$ 以下（食料生産地）、
年間の追加被ばく線量 1mSv 以下（緩衝地帯）を目指す。

1)「除染に関する緊急実施基本方針」(政府)、2)「米の放射性物質調査」(農林水産省)

3 計画期間

- (1)住環境については、今年度から2年程度とする。
- (2)農地については、今年度から5年程度とする。
- (3)森林については、今年度から20年程度とする。

4 放射性廃棄物の取り扱い

- 村内の除染によって発生した放射性物質に汚染された土壌等は、村内に仮置きする。
- 放射性廃棄物は堅牢なコンクリート製保管容器に密閉し、周辺環境に影響を及ぼさないようにする。
- 仮置き場所は、村内の国有林を選定することで調整中。

住環境における除染について

家屋(居久根等を含む)、公共施設、事業所等の住環境に対する効果的かつ効率的な除染体系を確立し、各行政区において除染リーダー等を育成しながら、村全域の除染を実施する。

除染計画

試験除染の実施 (9月～11月)

地域の状況、家屋の形状等を踏まえ、高圧洗浄、表土剥離、アスファルト研磨等を各行政区の高・中・低汚染程度に応じた家屋で実証し、村の状況に適した効果的かつ効率的な除染体系を検討する。

- 国モデル事業
- 村モデル事業(県基金等活用):各行政区

モニタリング体制整備・調査 (9月～11月)

行政区ごとに、モニタリングチームを結成し、村内の家屋、事業所、公共施設等の住環境を対象に、放射線量を測定し住環境の汚染状況を把握する。

除染工程表の策定 (～平成24年1月)

試験除染の実証、モニタリング調査等を基に、住環境、汚染状況、放射線防護の観点等を考慮し、行政区ごとに除染作業の工程表を策定する。

除染リーダー育成 (平成24年1月～3月)

策定した除染作業の工程表に基づいて除染を行うため、作業上の安全管理、除染作業等について研修を実施し、地域の除染活動をけん引するリーダーを育成する。

除染作業の実施 (平成24年1月～24年度)

国は村と連携し、住民の安全性を十分に確保した上で家屋、事業所、公共施設等を対象に実施する。

【国、県の取り組むべき項目】

- 除染活動に係る財政支援、技術支援、人的支援、必要機材の導入支援
- 放射性廃棄物保管場所としての国有林の活用
- 専門的かつ幅広い視点での除染アドバイザー
- 国及び県のモデル事業導入、本格的除染の実施
- 高濃度地域等における専門家による除染活動
- 放射線に関するリスクマネジメント など

農地における除染について

農地土壌除染の国家プロジェクトと連動して村独自の取り組みを実施し、広域的かつ除染に伴う排土量を低減する除染体系を確立するとともに、農地の利用状況や汚染状況等を考慮した土地改良等による除染を実施する。

除染計画

草刈り

(9月～10月)

作業者の安全性を確保した上で、全域のほ場(水田、畑等)を対象に、草刈りを実施する。
刈り取った雑草については、放射性物質の飛散防止(固化材散布等)を実施した上で、処分・保管する。

土壌、地下水水位調査

(10月～12月)

国・県等に調査要請しながら、農地土壌の汚染状況、放射性物質の吸着度合(土壌の粘土含量等)、地下水位等を把握し、除染の基礎データを整備する。

除染工程表の策定

(～平成24年1月)

農地の利用状況、汚染状況、放射線防護の観点等を考慮し、天地返しや表土除去等を組み合わせた除染作業の工程表を策定する。

除染作業の実施

(平成24年1月～28年度までの約5年間)

国は村と連携し、水田、畑、牧草地等(約2,700ha)を対象に、5年程度で年間550ha以上の除染及び農地の集積化を含めた土地改良事業等を実施する。

農作物試験栽培

(8月～11月)

主要農作物を飯館村の農地で栽培し、土壌中に含まれる放射性セシウムが農作物にどの程度、吸収されるか現地試験を実施する。

モニタリング体制整備・調査

(9月～)

農林産物の安全性を確保し、消費者の不安を払拭するため、放射性物質分析機器の導入、分析者の育成等を実施し、国、県と共同して村としての農林産物のモニタリング体制を整備する。

【国、県が取り組むべき項目】

- 除染活動に係る財政支援、技術的支援、人的支援
- 国家プロジェクトによる土壌除染の早期実施
- 汚染状況に応じた除染体系の確立
- 放射性廃棄物保管場所としての国有林の活用
- モデル事業の導入、本格的除染の実施
- 村独自の農林産物モニタリング体制整備支援
- 土壌除染に係る土地改良事務所の設立
- 汚染土壌の処分場所の選定、保管管理 など

森林における除染について

森林のモニタリング調査等を実施するとともに、森林除染モデル事業の導入等により、除染体系を確立し、住環境付近（緩衝地帯）、食料生産地域等の里山から段階的に、森林全体の除染を実施する。

除染計画

試験除染の実施

(9月～11月)

国、県において森林除染体系の確立に向け、枝葉のせん定、下草・落葉の除去、森林の伐採等のモデル事業を村内で実施し、広域的な除染体系を検討する。

除染工程表の策定

(～平成24年1月)

試験除染や森林モニタリング調査等を基に、森林の汚染状況、立地状況等を踏まえ、優先的な除染地域、放射線防護の観点等を考慮し、森林除染作業の工程表を作成する。

除染作業の実施

(平成24年1月から段階的に実施)

国は村と連携し、森林(約19,000ha)については、20年程度で年間950haの地表掻き起こし、伐採(小面積皆伐と全木搬出)及びバイオマスの利用(用材等)による除染を実施する。
特に、食料生産地や野外活動、住・生産環境等の緩衝地帯(除染地域の5%)は、優先的に除染を実施する。

モニタリング体制整備・調査

(9月～11月)

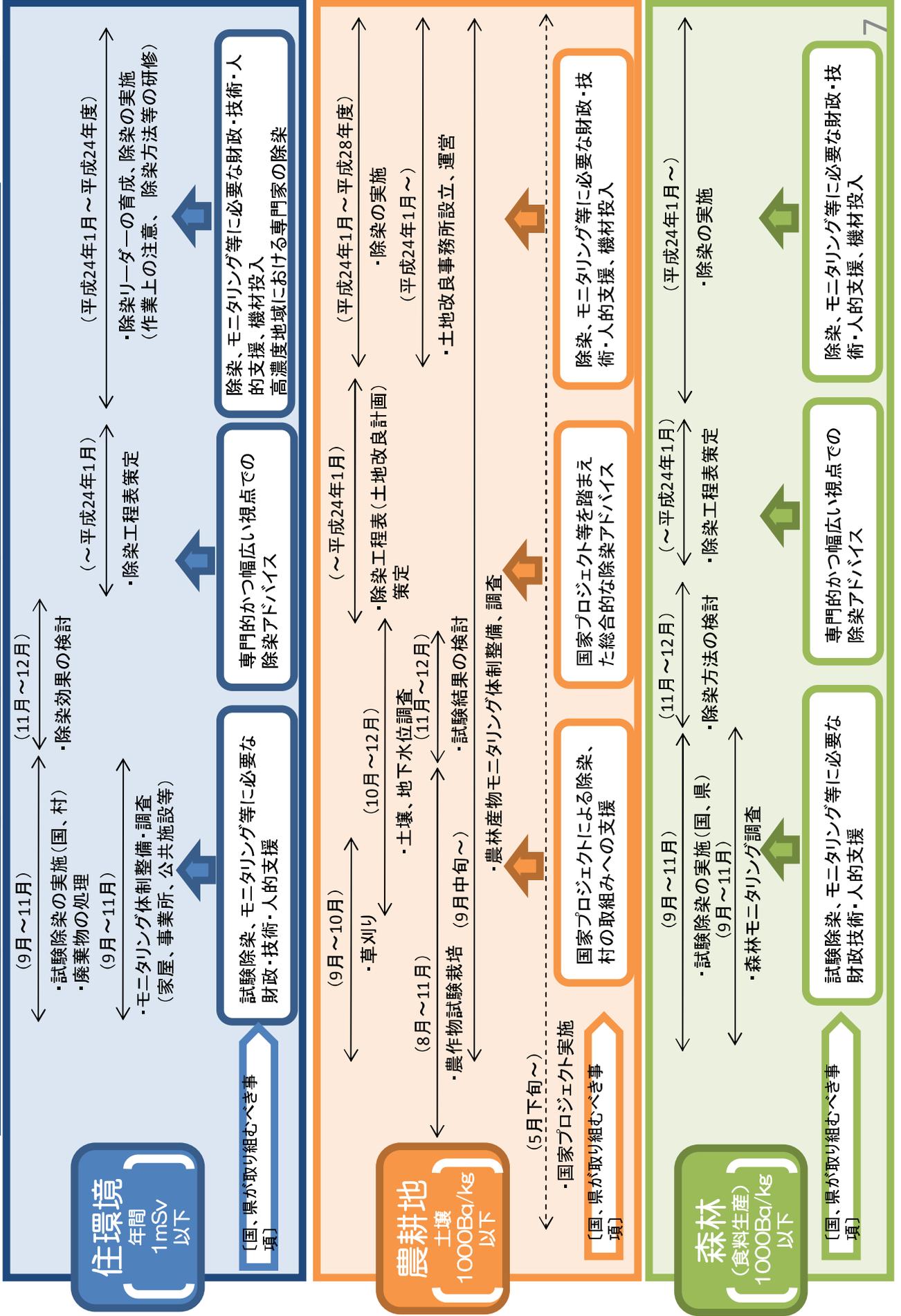
住環境付近、きのこの等の食料生産地、野外活動を行う森林のモニタリング調査を実施し、森林の汚染状況や放射性物質の動態等を把握する。
※森林組合：400mメッシュで調査

【国、県が取り組むべき項目】

- 除染活動に係る財政支援、技術的支援、人的支援
- 森林のモニタリング調査
- 森林除染モデル事業の導入、本格的除染の実施
- 森林の除染体系の確立
- 伐採及び改植等の支援
- 木材処理施設、木材利用施設(発電等)導入など

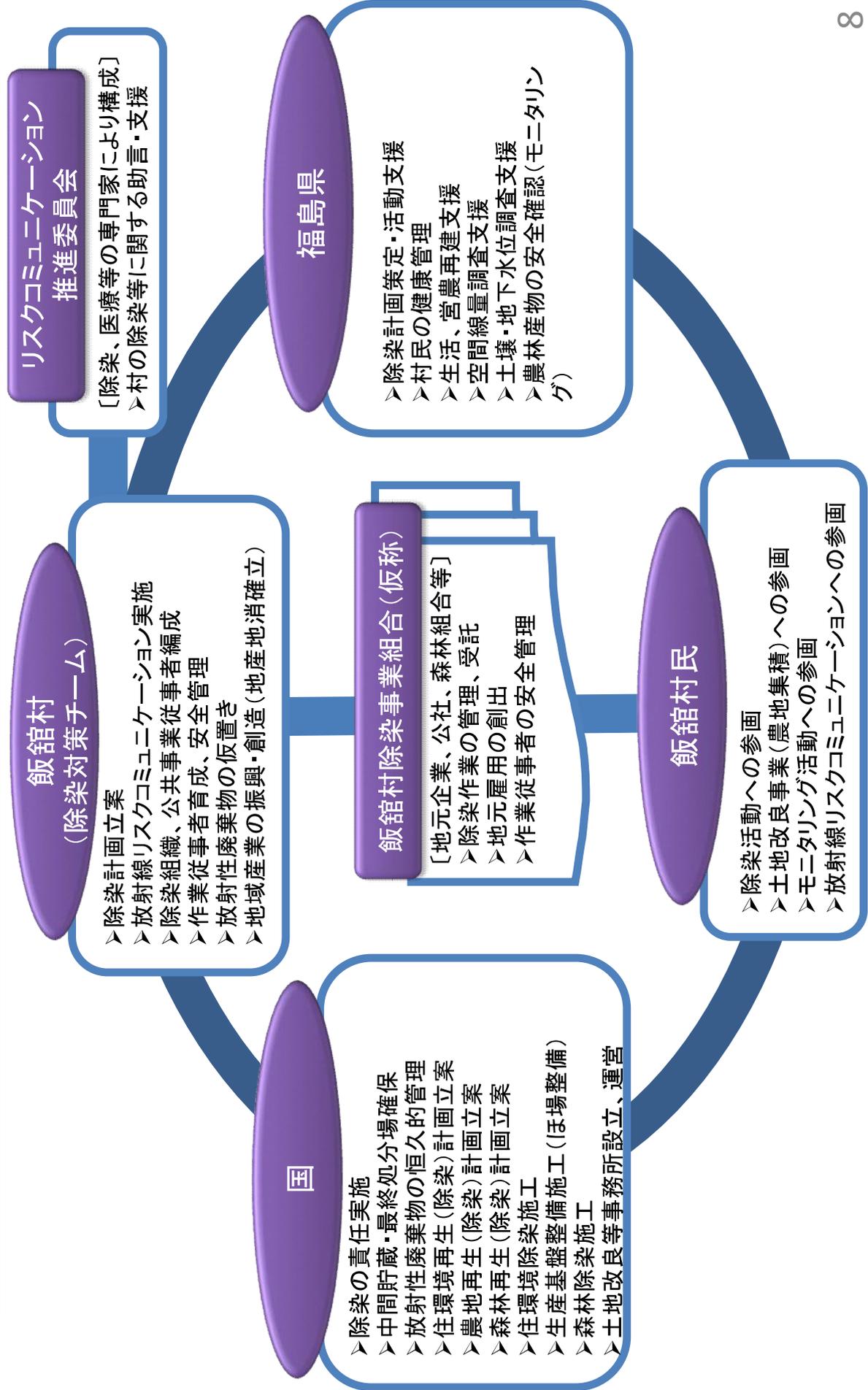
“いたて”除染スケジュール

H23.9月 10月 11月 12月 H24.1 2月 3月 H24～



“いたて”除染の推進体制

早期帰村の実現、豊かな“ふるさと”再生に向け、国、県、村とが一体となり、村民等の参画による村全域の除染及び土壌改良等に取り組んでいく。



“いたて”除染に係る経費概要

○除染費総額概算

3,224億円

○項目別除染費概要

項目	費用計	概要
宅地等除染費	143億円	宅地(1,733戸)、企業・公共施設(110施設)、道路(344,600m)等
農地等除染費	851億円	田(1,178ha)、畑(1,127ha)、牧草地(124ha)、雑地(258ha)沼地、農道等
森林除染費	368億円	森林(18,755ha)
放射性物質管理費	1,362億円	排土量:約1,400千 ³ m(宅地、農地表土除去)
その他	500億円	焼却炉、管理センター設置、復興住宅整備 宅地・企業等除染費、発生土壌等の運搬費等 農地のほ場整備費(表土除去)、沼地の除染費、農道除染費等 森林の下草・落葉の除去費、伐採費、住宅周辺地域(緩衝地帯)の除染等費 除染に伴う放射性廃棄物のコンクリート製保管容器費、一時保管管理費 放射性廃棄物の焼却炉の設置費、復興住宅整備費等

○いいたて復興計画村民会議委員名簿

No.	区分	検討部会	氏名	肩書き
1	村民	除染	◎菅野 啓一	行政区長会長(比曾)
2	村民	除染	本田 八郎	自治組織連絡協議会長(草野)
3	村民	仕事	嶋原 清三	そうま農協支部長会副会長(長泥)
4	村民	仕事	濱田 光弘	建設業 商工会青年部顧問(草野)
5	村民	教育	大河内 敏栄	草野小PTA会長(八木沢)
6	村民	健康・リスコミ	大井 利裕	まけねど飯館！代表(草野)
7	村民	仕事	北原 康子	相馬仮設管理人(宮内)
8	村民	除染	○佐野 ハツノ	松川第一仮設管理人(前田・八和木)
9	村民	健康・リスコミ	清水 郁子	南相馬市内へ避難(長泥)
10	村民	教育	齋藤 絵美	福島市内へ避難(飯樋町)
11	村議会議員	健康・リスコミ	佐藤 八郎	産業厚生常任委員長
12	村議会議員	除染	菅野 義人	議会運営副委員長
13	村議会議員	仕事	大谷 友孝	原発災害復興対策特別委員長、議会運営委員長
14	村議会議員	教育	大和田 和夫	総務文教常任委員長
15	職員	教育	愛澤 伸一	教育課長
16	職員	除染	中川 喜昭	産業振興課長
17	職員	健康・リスコミ	石井 秀徳	健康福祉課健康係長
18	職員	仕事	村山 宏行	産業振興課商工観光係長
19	アドバイザー	教育	境野 健兒	福島大学教授
20	アドバイザー	健康・リスコミ	中川 恵一	東京大学附属病院放射線科准教授
21	アドバイザー	除染	田中 俊一	NPO放射線安全フォーラム代表
22	アドバイザー	仕事	鈴木 浩	福島大学名誉教授
23	アドバイザー	仕事	藤野 純一	国立環境研究所主任研究員、工学博士
24	オブザーバー	除染・仕事	濱坂 隆	経済産業省職員(飯館村応援派遣)
25	オブザーバー	除染・仕事	野地 誠	福島県農林水産部職員(飯館村応援派遣)
26	事務局	総括	中井田 榮	総務課長
27	事務局	健康・リスコミ	藤井 一彦	総務課企画係長
28	事務局	除染	三瓶 真	総務課企画係主査
29	事務局	教育	多田 朋永	総務課企画係主査
30	事務局	仕事	松下 義光	総務課企画係主査

◎委員長 ○副委員長

※リスコミ=リスクコミュニケーション



事務局：飯舘村総務課

(飯野出張所) 〒960-1301 福島県福島市飯野町字後川 10 番地 2
電話 024-562-4200 FAX 024-562-2466

(本庁) 〒960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1
電話 0244-42-1611 FAX 0244-42-1601
<http://www.vill.iitate.fukushima.jp>